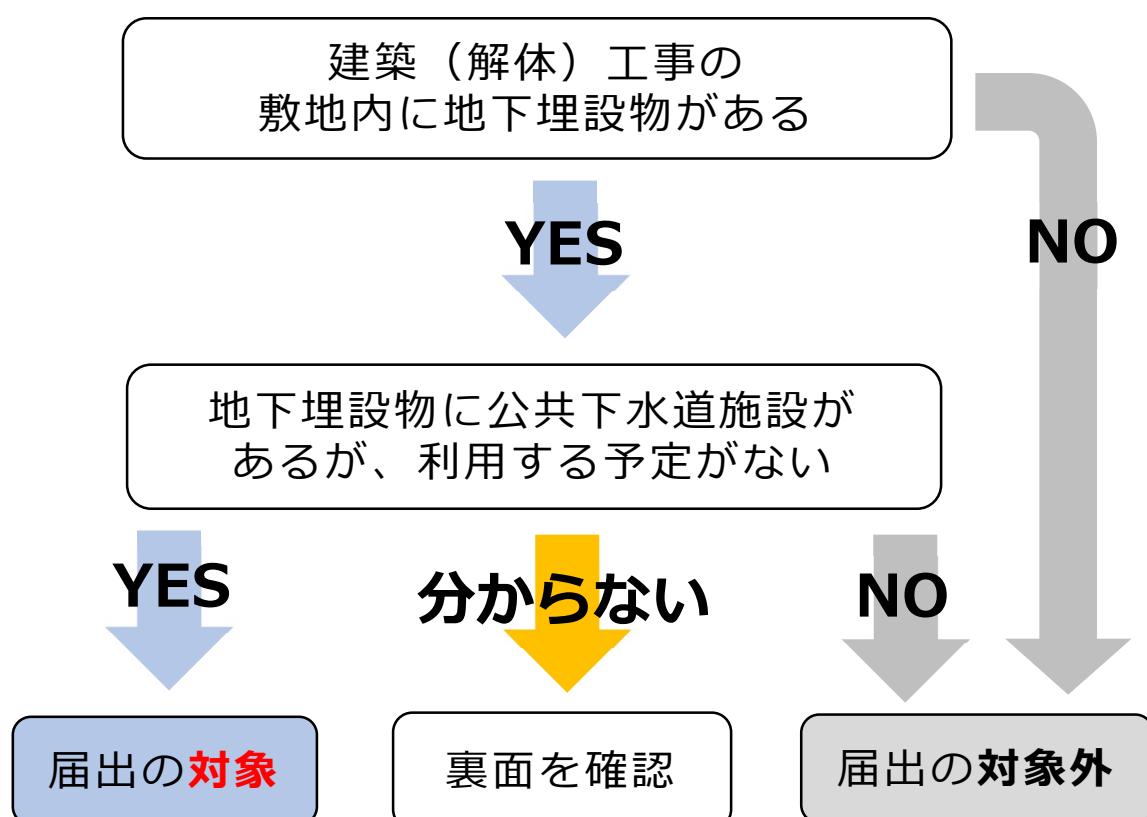


事業者の皆様へ

私有地内の建築工事前に 公共下水道施設を確認しましたか？

近年、私有地内（私道を含む）に設置された公共下水道施設が上下水道局の無許可で撤去されてしまう事例^{*}が発生しています。公共下水道施設を無許可で撤去した場合、自己負担で現状復旧していただくことがありますのでご注意ください。

以下のフローにしたがって、これから行われる工事が上下水道局への届出・申請を必要するかご確認をお願いします。



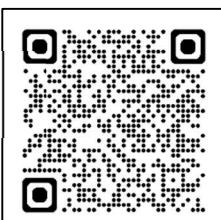
※敷地内の公共下水道施設を撤去せず、残存させる場合でも、その上部に工作物（塀や樹木など）を設置すると、点検・修繕などの維持管理に際して支障となることがあります。

公共下水道施設の撤去の相談・協議の窓口、届出書類については、以下のリンク先よりご確認ください。

窓口、届出書類はこちら>>>

URL または QR コードからアクセスしてください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000172236.html>



○公共下水道施設の確認方法

京都市上下水道局が管理している下水道埋設管の情報をインターネットで公開しています。公開している**公共下水道台帳管理システム「スミトン」の埋設情報**と建築予定地を照らし合わせ、建築予定地内の公共下水道施設の有無をご確認ください。

「スミトン」はこちら>>>

URL または QR コードからアクセスしてください。
<https://kyoto-city.dx.genavis.jp>



※システムのご利用方法については、システムのトップページにある[画面の見方](#)、[操作方法](#)のボタンをクリックしてください。

Q 公共下水道施設ってどんなもの？

A 主に下水道管、取付管、雨水ます、掃除ますなどになります。これらの施設は、私有地内の設備と類似しているため、現地の確認のみで公共物であるかを判断することが難しいケースがあります。そのため、公共下水道施設の有無や詳細な情報をご確認いただく際は、公共下水道台帳管理システム「スミトン」をご利用ください。

Q 公共下水道施設があるが、利用する予定とは？

A 公共下水道施設の現状の構造のまま継続利用し、上部に新たな構造物などを設置しない場合は、届出は不要です。一方、公共下水道施設の撤去や一部変更を行う際は、届出が必要となります。ご不明な点がございましたら、各担当地域の各下水管路管理センターへご相談ください。

問い合わせ先

京都市上下水道局 下水道部管理課
TEL075-672-7812 FAX075-682-2707

